

社会福祉法人 わかくさ会

# くすの木保育園

(重要事項説明書)

令和7年度 (2025年4月～2026年3月)



**流山市大畔544番地5**

**TEL 04-7136-2618**

**FAX 04-7136-2619**

## 法人の概要

設立主体	社会福祉法人 わかくさ会
所在地	流山市大畔198番地
連絡先	04-7159-2700
代表者氏名	理事長 岩根 宏

## 園の概要

施設の種類と 施設名称	保育所 くすの木保育園
所在地	流山市大畔544番地5
連絡先	電話番号 04-7136-2618      FAX      04-7136-2619
園長	岡安江津子
利用定員	3歳以上の児童 51名 1歳以上3歳未満の児童 30名 0歳児の児童 9名      計90名
開設年月日	2022年4月1日（令和4年4月1日）

## 施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷地面積	敷地全体 1677.41㎡ 屋外遊技場 524.78㎡
園舎構造	木造 2階建て
建築面積	484.38㎡

### (2) 設備

保育室	5室（クラス名と年齢は別記）
ホール	1室
調理室	1室
教材室	1室
図書室	1室

## 開園時間

月～金曜日	7:00～19:00
基本の保育時間	7:00～18:00
延長保育時間	18:01～19:00（標準保育認定）
朝	7:00～8:15（短時間保育認定）
夕	16:16～18:00（短時間保育認定）

土曜日	7:00～18:30
かやの木保育園で合同保育	
基本の保育時間	8:00～11:30
延長保育時間	朝 7:00～7:59 夕 11:31～18:30

## 休日

曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）

## 保育理念 「くすの木保育園ってどんな保育園？」

### 保護者と共に子育てする保育園です

“働くこと”と“子どもを産み育てること”の両立や“子育てに安心できるよりどころを”と願う市民が、地域の保育要求調査（アンケート）をおこない、多くの方々の賛同をいただいて2001年に設立された姉妹園「かやの木保育園」の保育を基礎に、地域社会の養育機能の向上という役割を受けとめ、保育園を運営していきます。また、設立・運営していく上で市民の方々の“寄付金”が財源ともなっています。

### 一人ひとりの子どもを大切に作る保育園です

「くすの木保育園」は、子どもの自ら成長する力と可能性を最大限発揮できるよう、一人ひとりの子どもを大切に作る保育を目指します。そのために部屋の空間、設備、子どもの成長に必要な道具、遊具など、園全体の雰囲気とクラスの環境を作ります。

産休明けから就学前までの保育と、離乳食から幼児食、またアレルギー食、おやつなど、子どもの成長と発達を中心にした完全給食を実施します。

開園時間は、平日7:00から19:00、土曜日は18:30です。子どもたちは、落ち着いた家庭的な雰囲気をもった環境の中で生活します。

### 子育てを応援する保育園です

育児相談では、乳幼児の保育についての相談・援助をします。必要に応じて嘱託医の指導や、児童相談所・幼児発達支援センター「つばさ」など他機関とも連携して実施します。

地域子育て支援センター「かるがも」と連携し、子どもを取り巻く専門家・参加者が育児・あそび・発達などの知識、経験、技能を生かし、また、保育園の施設も活用して、あそび場の提供、子育て講座など、地域のニーズに基づいて実施します。

### こどもの「最善の利益」を尊重し、実践します

早朝から18:30までは担任職員がローテーションを組んで担当し、18:30以降19:00までの延長保育は保育士2名が担当します。「くすの木保育園」の職員は、子どもの成長と発達を中心に考え、常に専門性の向上に努め、家庭や地域社会と連携していきます。

### 運営方針

くすの木保育園（以下「当園」という）は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は保育の提供にあたっては、乳幼児の最善の利益を尊重し、一人ひとりの子どもを大切に、子ども自身が持つ豊かに伸びていく力と可能性を最大限に発揮できるよう援助します。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。日々の生活は乳幼児の自発的なあそびを中心とし、発達にそぐわない早期教育は行いません。
- (3)「当園」は子どもと大人が季節を一緒に楽しむ行事を行います。
- (4)「当園」は利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 職員体制（2025年4月1日現在）

職 種	員数	常勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	16	14	2	
栄養士	3	2	1	
調理員	1	1		
事務員	2	1	1	
保育補助	1	1		
給食補助	2		2	
用 務	1		1	
交通誘導員	3		3	

### ＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8：00～16：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：30～17：45）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～18：30 内 8.25h のローテーション）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～18：30 内 8.25h のローテーション）
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（8：15～16：45 内 8.25h のローテーション）
事務員	正規の勤務時間帯（9：30～17：30）
延長保育士	正規の勤務時間帯（10：45～19：00）

### 第三者評価の実施について

定期的の実施予定

## 1 保育の計画（抜粋）

くすの木保育園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、保育その他の便宜を行います。（\*保育の内容に関する全体的な計画は別紙参照）

### \*乳児

- ・ 乳児は発達に合わせた保育ができるようクラス編成を行う。
- ・ 一人一人の子どもの生活背景も含めて理解することに努め、保護者と保育園の共同の子育てを課題とする。
- ・ 個々の違いを踏まえて育児・あそびを援助する。
- ・ 育児・あそびにおいて、子ども自身が自ら行う行為を助け、幼児期へつながる自分自身がそうしたい、しないではいけないという内的要求を育てるような経験を多くする。
- ・ 一人一人の子どものをよく観察し知ることを通じて、子どもの発達を助ける遊具や環境の整備・研究をすすめる。
- ・ 大人はあらゆる場面で行為に言葉を添え、子どもの気持ちを受け止め、言葉で表わす。
- ・ わらべうたを通じて情緒を育む。
- ・ 保護者の気持ちや生活背景に寄り添い、乳児期の発達や育児について先の見通しを示しつつ、今その子に必要な具体的な方法を伝える力をつける。
- ・ 感染症に関する知識や対応方法について学び、子どもの健康な生活を保障する。
- ・ 2歳児を乳児から幼児への移行期としてとらえた生活とあそびを研究・組織する。

### \*幼児

- ・ 年齢らしい発達の保障と落ち着きのある生活の中で基本的な生活習慣が身につくよう、年齢ごとのクラス編成を行う。
- ・ 3・4・5歳児は異年齢混合によるあそびの中で、さまざまな人間関係（社会性）や知恵（知識・経験）を主体的に学べる環境を整える。
- ・ 施設の柔軟な利用方法を研究し、子ども主体の生活を研究・組織する。
- ・ 道具・遊具・環境を整え、発達や子どもの興味・関心に即した多様な体験を通して、あそびの内容が豊かになるよう保護者の協力も得ながら援助する。
- ・ 自由参加による課業、一斉参加による課業を年齢に則して充実させ、子どもの知的好奇心に応えらるとともに、参加の際のふるまい方を身につけられるよう援助する。
- ・ 子どもの気持ちや言葉に耳を傾け、子ども同士の関係性を育む援助をする。
- ・ 一人ひとりの子どもの発達を捉え、保護者と共通認識をもってその子に必要な援助を行う。必要に応じて専門家の力も借りる。
- ・ 健康な生活が営めるよう生活習慣の形成を家庭と協力して助ける。
- ・ 子どもの発達に則した当番活動等を通じて、集団の中の自分の役割を意識化するのを助ける。
- ・ 日本の伝統的な行事を大切に、地域の方々の協力を得ながら子どもと大人と一緒に楽しむ。
- ・ 地域の中で育つ子どもとして、多様な人々との交流を行う。

### \*給食

- ・ 年齢、個人の段階を踏まえた食事の献立の研究、安全な食材、旬の材料の使用に努める。
- ・ 食品の安全性について正しい知識を得るよう努め、安心安全な給食の提供に努める。
- ・ 子どもの発達と栄養摂取状況を分析的にとらえ、バランスの取れた献立を工夫する。
- ・ 「食」を文化として捉え、園の食につながる多様な情報（考え方、ノウハウ、体験など）を在園児、保護者、地域に対し発信・交流する。
- ・ 地域の子育て環境やニーズを把握し、多様な地域の人々や専門機関と連携をとりつつ在園児の保護者、地域の保護者に対し支援（食育）を行う。
- ・ アレルギー食は、医師との連携で行う。
- ・ 食中毒を防ぐ為の衛生管理に努める。

## 2 保育時間

標準認定 7:00～18:00 (11 時間) 短時間認定 8:15～16:15 (8 時間)

	7:00～	8:16～	16:16～	18:01～19:00
標準認定 (11 時間)	基本の保育時間 (11 時間) (利用時間＝勤務時間＋通勤時間で申請)			延長保育 18:01～18:30 1回 50 円 18:01～18:40 1回 100 円
短時間認定 (8 時間)	延長保育 15 分 ×100 円	基本の保育時間 (8 時間)	延長保育 15 分 ×100 円	18:01～18:50 1回 150 円 18:01～19:00 1回 200 円

- ① 保育の提供に当たってはフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」(標準認定)と主にパートタイム就労や育児休業等を想定した「保育短時間」(短時間認定)の2区分が設定されています。自治体より保育の必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労状況等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量が設定されます。  
標準認定の方は「利用時間申請書」を「主に送迎する人の勤務時間 + 通勤時間」で園に申請し、園長に承認された時間帯を利用することができます。
- ② 認定時間を超えて保育を希望する場合は延長保育申請書を園に提出してください。別途保育料がかかります。
- ③ 仕事の都合で、臨時に申請した時間を変更する時は、臨時延長保育変更届を当日の朝までに提出してください。また、通常の延長保育時間を変更及び停止する場合はその都度、書類を提出してください。
- ④ きょうだいの習い事の送迎や付き添いを理由とした保育は行いません。きょうだい一緒にお迎えをお願いします。
- ⑤ 土曜日について  
\* 土曜日は、職員体制が平日より薄くなるため、父母のいずれかが土曜日休暇の家庭は、特別の事情がない限りお休みをしてください。(木曜日までに利用届出をクラスにしてください。)
- ⑥ 土曜日保育  
かやの木保育園の施設を利用し、かやの木保育園と合同保育を行います。  
認可保育園は国の最低基準により、登園するお子さんが例え一人であってもすべての時間帯で2名の保育士配置が必須です。少人数の土曜保育でも7:00～18:30(11時間30分)の開園時間内に最低4名の保育士配置が必要なため、2園の職員が協力して保育を行います。
- ⑦ 朝夕の送迎  
基本は各部屋で行いますが、早朝と夕方については若干の変更があります。  
\* 保育園の送迎は、原則、送迎中のお子さんの安全確保に責任の持てる、18歳以上の保護者が行ってください。18歳未満の方のみのお迎えの場合、お子さんの引き渡しはできません。
- ⑧ 夜のお迎え  
\* 18:30分以降の延長保育は1歳児室「くるみ」(1階)で行います。
- ⑨ 保護者が平日に休みで、保育を希望する場合は8:15～16:15の保育時間にご協力ください。その場合は、保護者の居場所と連絡先を担任にご連絡ください。
- ⑩ 短時間認定の方が朝8:15以前と16:15以降の保育を利用される場合、延長保育料がかかります。(p.11 参照)

### 3 保育に際してのおねがい

- ① 慣らし保育は入園から1週間位を目安に行います。個別に相談して決めます。
- ② 朝は9:00までに登園して下さい。
  - \* 登園時間が9:00を過ぎる場合には、食事準備の都合上連絡をしてください。
  - \* 受診等により登園時間が11:00を過ぎる場合は、昼食を済ませてから登園させてください。
  - \* 帰りは可能な限り決めた時間までにお迎えにきてください。
- ③ 土曜日と園内研修日は18:30分までの保育です。保育時間内にお迎えに来てください。時間に遅れた場合、一人1000円の遅刻料金が発生しますので、ご注意ください。
- ④ 乳児、幼児とも完全給食です。粉ミルクは「アイクレオのバランスミルク」を使っています。アレルギー食についてはミルクの変更・除去食等医師の診断・指示により行います。保護者と栄養士で面談を行い、状況を互いに理解した上で対応します。
- ⑤ 保育中に病気やケガが起き、重症の場合、医師の診療を受けます。連絡を受けましたらできるだけ早くお迎えに来て下さい。(学校体育・健康センターに加盟しています。)
- ⑥ 休まなければならないときは以下のとおりです。
  - a. 37.5℃以上の発熱がある場合は、解熱後24時間の経過観察後に登園させてください。
  - b. 下痢・嘔吐症状がある場合は、症状が治まり24時間の経過観察後に登園させてください。
  - c. 伝染しやすい病気(はしか、水痘、流行性耳下腺炎、風疹、流行性結膜炎等)にかかった時は、医師の許可が出るまで休み、「治癒証明書」を提出して下さい。インフルエンザの場合は「インフルエンザ経過報告書(p.20)」を提出して下さい。  
「治癒証明書」と「インフルエンザ経過報告書」は事務室で受け取るか園のホームページからダウンロードもできます。治癒証明書が必要な病気は一覧(p.10)でご確認ください。
- ⑦ お子さんが入院した場合、入院日数にかかわらず登園には医師からの治癒証明書が必要です
- ⑧ お子さんが頭部打撲をした際は、24時間ご自宅で経過観察した後に登園をさせてください。
- ⑨ 病気や回復期に薬を飲む必要があるときは、1回分ずつ小分けにし、薬に記名をした上で、投薬連絡票に服用目的、服用方法を記入して持参してください。(売薬はお預かりできません。)朝の投薬は家庭の責任でお願いします。  
投薬連絡票は園のホームページからダウンロードできます。

- ☆ 保育園は集団生活の場です。抵抗力の弱い、乳・幼児が共に生活するため、感染症の予防と、感染拡大を防ぐことが大切です。保育園は流山市保育課と松戸保健所の指導のもと感染拡大対策に取り組んでいます。  
保護者の皆様は送迎の際、保育室に向かう前の、手洗い・うがいにご協力ください。  
咳があるときはマスクの着用を、お子さんも含めてお願いします。
- ☆ 保護者の皆様の多くは仕事をもつ身です。感染症を広げるとお互いに仕事を休まなくてはなりません。早めの受診と治癒してから登園をさせていただくよう、ご協力ください。



< 治癒証明書が必要な病気一覧 >

保育園は集団生活の場です。感染症予防にはお互いに気をつけましょう。

病名	潜伏期(日)	感染経路	感染可能期間	予防接種	登園のめやす
はしか(麻疹)	8~12日	飛沫感染、空気感染、接触感染	発疹出現 1~2 日前から発疹後 4 日位	有	解熱後 3 日(病状による)
風疹	14~23日	飛沫感染 接触感染	発疹出現 7 日前から発疹後 7 日位	有	発疹が消失するまで
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	16~18日	飛沫感染 接触感染	耳下腫脹の 7 日前から発病後 9 日位	有	腫脹が発現してから 5 日経過し、全身状態が良好になるまで
水ぼうそう (水痘)	14~16日	飛沫感染、空気感染、接触感染	発疹出現 1~2 日前から痂皮完了まで	有	すべての発疹が痂皮化するまで
帯状疱疹	不定	接触感染	痂皮完了まで		
百日咳	7~10日	飛沫感染 接触感染	発症初期(2 週)から発症後 3 週	有	特有な咳の消失又は 5 日間の適正な治療終了後
咽頭結膜炎(プール熱) (アデノウイルス)	2~14日	眼やに、唾液、便による接触感染	最初の数日の感染力が高い	無	主な症状が消失してから 2 日を経過後
流行性角結膜炎 (アデノウイルス)	2~14日	目やにによる接触感染、飛沫感染	発病後 2 週	無	症状が消失してから
急性出血性結膜炎	1~3日	目やにによる接触感染、飛沫感染		無	
インフルエンザ (※経過報告書) P.20	1~4日	飛沫感染 接触感染	発症前 24 時間から発病後 3 日程度感染力が高い	有	発症から 5 日以上経過し、解熱後 3 日経過観察
感染性胃腸炎 (下痢嘔吐症)	ロタ 1~3日 ノロ 12~48 時間	接触感染 経口感染	症状のある期間	無 ロタ有	ノロ、ロタは、診断日含め 5 日間の自宅療養後
腸管出血性大腸菌 感染症(O-157)	3~4日	接触感染 経口感染	便中に菌が排泄されている間	無	
かいせん(疥癬)	10~14日	接触感染		無	
RSウイルス 細気管支炎	4~6日	飛沫感染 接触感染	3~8 日間 乳児では 3~4 週	無	<u>0・1 歳に限り治癒証明</u>
結核		飛沫感染 空気感染	喀痰の検査が陽性の間	有	
マイコプラズマ肺炎	14~21日	飛沫感染	症状発現がピークで 4~6 週間続く	無	発熱、激しい咳治まり全身状態が良くなるまで
ヘルペス口内炎	2~14日	接触感染		無	<u>0・1 歳に限り治癒証明</u>

\* 感染拡大状況によりその他病名の場合も提出をお願いする場合があります

#### 4 届 出

- ① 欠席する時、通院等で登園が通常より遅くなる時は、午前8：00～9：00の間に連絡をして下さい。午前7：00～8：00までは留守番電話となります。  
また、通常の迎えの時間に間に合わない時は、必ず早めに連絡して下さい。
- ② 住所、勤務先、保育時間、世帯員の変更、育児休業など申請内容に変更があった場合、各種届は毎月18日までに保育園を通じて流山市に提出して下さい。（p.20 参照）
- ③ 退園する場合は退園届を当月の18日までに園を通じて市に提出して下さい。

#### 5 保育利用の開始及び終了について 2号・3号認定子ども(保育認定)

利用者の内定	市が行う利用調整による
退園理由	・ 2号・3号認定に該当しなくなったとき(卒園を含む) ・ 保護者からの退園の申出があった時 ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

#### 6 登降園管理システムについて

当園では登降園管理システムを導入しています。

お子さん一人ずつのQRコード記載カードをお渡しします。登降園の際、事務室前のカードリーダーにかざして登降園時間を登録してください。

#### 7 延長保育

##### ① 標準認定（11時間 7：00～18：00）の場合

流山市の定めにより18：01～19：00の延長保育を利用された方は、利用された回数で保育料を別途、お支払いいただきます。

18：01～18：30 50円、以降10分ごとに50円加算、19：01以降のお迎えの場合、延長保育料に加え1,000円の遅刻料金が発生します。

※土曜保育の場合は18：01以降で1000円加算となります。

##### ② 短時間認定（8時間 8：15～16：15）の場合

短時間認定の方が16：15分以降の保育を利用される場合は、利用された回数で延長保育料を別途お支払いいただきます。16：15までにお迎えをしていただくよう、ご注意ください。又、8：15より前にICカードをタッチされた場合にも延長保育料がかかります。

**15分100円×利用回数＝1ヶ月の延長保育料（一人当たり）**

\*パート勤務等の理由で短時間認定の場合、勤務の都合で16：15を頻繁に過ぎてしまう方は、支給認定変更認定申請を行い標準認定（11時間）に変更することができます。

☆ 延長保育料の支払いは月末締め翌月27日引き落としとなります。

集金費用の内訳明細書で金額はお知らせします。

## 8 食事について

お子さんの年齢や発達に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前食	午後食
0歳児	10:00～11:30	14:00～15:15
1歳児	10:15～11:30	14:00～15:15
2歳児	11:00～11:30	14:15～15:15
3歳児	11:15～11:45	14:30～15:15
4歳児	11:30～12:00	14:30～15:15
5歳児	11:30～12:00	14:30～15:15

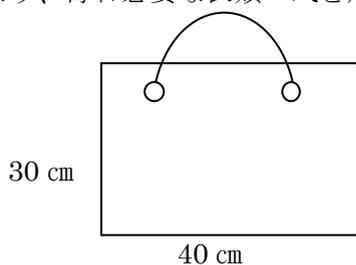
- 0歳児は保育士と1対1で順番に食事を食べます。
- 1歳児は発達に合わせ、保育士と1対1から2対1そして3対1へと徐々にグループでの食事に移行します。
- 2歳児は4対1のグループで食事をとります。
- 0歳児～2歳児（9月頃まで）は午前・午後とも食事の形態です。
- 3歳児～5歳児はセルフサービスで配膳を行い、グループで食事をとります。
- 2歳児の後半～5歳児の午後食は軽食（おやつ）形態です。
- \*献立表は毎月別途お知らせします。
- \*食物アレルギー等、個別の対応が必要な場合はご相談ください。

## 9 持ち物

### a. 家庭から持ってくる物（必ず名前かマークを書いてください。）

年 齢	0	1	2	3	4・5	備 考
パンツ		2	2	1	1	月齢によってはトレーニングパンツを使います。
半袖シャツ(下着用)	2	1	1	1	1	
Tシャツ類	2	2	2	2	2	綿製品
ズボン	2	2	2	2	2	
くつした	1	1	1	1	1	
外用靴		1	1	1	1	歩き始めた子から
うわばき				1	1	
バスタオル	1	1	1	1	1	午睡時夏掛け用 5月から（0歳のみ年間使用）
帽子	1	1	1	1	1	
汚れ物用ビニール袋	2	1	1			
子ども用マスク				1	1	10～3月の期間、一箱単位でロッカーに置いて下さい
移動ポケット				1	1	
ビニール製手提げ			1	1	1	

- ★ 幼児クラスは自分の衣服の始末を自分でできるようになります。子どもが自分で出し入れができるよう、毎日必要な衣類一式を用意して下さい。



2歳児以上の持ち物は左記のサイズ以内の手提げ袋に入れて登降園してください。

受け入れ室とロッカーのスペースに限りがあるためご協力ください。

b. 園で揃えて実費を負担していただく物

対 象	そろえる物	単 価	数	金 額 (消費税含む)	備 考	
0 歳 1 歳	食 事 用 エ プ ロ ン	1,100 円	2	2,840 円		
	手拭タオル	160 円	4			
2 歳	食 事 用 エ プ ロ ン	1,100 円	2	2,840 円		
	手拭タオル	160 円	4			
幼 児	体操着	シャツ	1,920 円	1		4,070 円
		パンツ	2,150 円	1		
	手拭タオル	160 円	6	960 円		

※体操着 130cmサイズ以上はシャツ・パンツともに単価が上がります (2,270 円、2,640 円)

10 毎月の経費

項 目	摘 用	金 額	備 考
クリーニング代 寝具使用料	全 員	月額 950 円	シーツ等 洗濯 隔週 毛布は年 1 回
おむつ代  使用段階の変更に ついてはクラス担任 とお子さんの様子を 共有し、合意を持って 行います	必要な子	紙おむつ・おしりふき代 月 3,300 円 (税込) ごみ処理代一部負担金 月 420 円 <hr/> 合計 月 3,720 円  *開園日数の半分以上欠席した 場合は半額 1,860 円とします	*開園日数の半分以上欠席し た場合は半額 *パンツ移行期で午睡・外遊 (散歩)・行事のみ使用は 合計 月 930 円 *パンツ移行完了、午睡時の み使用の場合は自宅から持 参、処理も自宅で (忘れた 場合 1 枚 110 円)
給 食 費  (月に 1 回でも食 べた場合、月額 支払いです)	幼 児	主 食 費 1,150 円 副 食 費 4,750 円 <hr/> 合 計 5,900 円  土曜おやつ代 100 円 (土曜利用者のみ)	月に 1 回でも土曜保育利用をし た場合は、おやつ代 月額 100 円をお支払いいただきま す。
バス遠足積立	幼 児	月額 300 円	年間 3,600 円を 12 分割

- ・ 諸経費の支払いは全て口座引き落とし (NSS 日本システム収納) でお願ひします。
- ・ 毎月の経費は月末締め翌月 27 日に引き落としとなります。
- ・ 集金費用の内訳明細書を翌月 10 日前後に保護者の皆様に配布します。また、園で揃えて実費を負担いただく物の費用は 4 月 (入園月) の集金内訳明細書に記入します。
- ・ 残高不足などの理由で、指定口座より引き落としができなかった場合は、後日園に直接お支払い頂きます。

## 1 1 行事

a. くすの木保育園では季節を子どもと大人と一緒に楽しむ行事を大切にしています。

運動会・生活発表会は行いません。

- \* 5月 芋苗植え (3・4・5歳児 保護者参加)
- \* 6月 春の徒歩遠足 (3・4・5歳児)
- \* 7月 七夕
- \* 9月 実りの会 (全クラス、保護者参加)
- \* 10月 秋の会 (3・4・5歳児 保護者参加)  
秋のバス遠足 (3・4・5歳児)
- \* 12月 冬至の会 (3・4・5歳児)
- \* 2月 節分
- \* 3月 桃の節句 (2・3・4・5歳児)  
卒園遠足 (5歳児)  
お別れ遠足 (3・4・5歳児)  
卒園を祝う会 (5歳児、保護者参加)

b. 親子で楽しむ行事

わらべうたとお話の会 幼児 6月21日(土) 10:00~11:00

乳児 11月29日(土) 10:00~11:00

\*園で子ども達があそんでいるわらべうたや集団あそびを親子で楽しみましょう。

子ども達のための詩やお話、人形劇などを職員が演じます。親子でご参加ください。

## 1 2 家庭と園との協力

a. 園の運営説明会

保育園について理解を深めていただけるよう説明会を行います。全家庭ご出席頂けるようご協力ください。

2026年3月14日(土) 13:00~14:30 運営説明会

b. クラス懇談会

クラスの年間の見通しや、その時々の子どものたちについて話し合う機会とします。

**I期** 1歳児~5歳児懇談会

5/19(月) くるみ

5/20(火) やまもも

5/21(水) ゆすらうめ 3歳

5/22(木) やまぼうし 4歳

5/23(金) やまぼうし 5歳

} 17:15~18:15

0歳児懇談会

6/13(金) あんず

**II期** 乳児 ビデオ参観と懇談

11/4(火)

あんず

11/5(水)~6(木) くるみ

11/7(金)、10(月) やまもも

幼児 保育参観と懇談

11/11(火)~12(水) 3歳児

11/13(木)~14(金) 4歳児

11/17(月)~18(火) 5歳児

} 9:30~12:00

### Ⅲ期

0 歳児～1 歳児懇談会 2/2(月) あんず }  
 2/3(火) くるみ } 17:15～18:15

#### 11 月懇談会 給食の試食内容

対象年齢	内 容	食事代の有無
0 歳児	離乳食の味を知っていただくため離乳食とだしの試食	無
1 歳児	保育園の食事形態や味を知っていただくための幼児食の試食	有 350 円
2 歳児	野菜を食べられる幅が広げられるように保育園野菜レシピの紹介と試食	無
3 歳児	保育園の食事を知っていただくための幼児食の試食	有 350 円
4 歳児	子どもの発達に応じた料理と調理道具の紹介・試食	無
5 歳児	<u>就学に向けた朝食の紹介と試食</u>	無

#### c. 個人面談

##### 5 歳児

年長児としてのお子さんの発達状況を保護者と園が共有し、就学に向けた準備を協力してすすめるため、以下の日程で個人面談を行います。

7/15(火)～17(水) の午後 (1 人 15 分程度)

##### 2 歳児～4 歳児

お子さんの発達状況を保護者と園が共有し、一緒に子育てを行うために、個人面談を行います。

2/4(水)～2/13(金) の午後 (1 人 15 分程度)

☆その他必要に応じて個人面談を行いますので、お気軽にお申し出下さい。

#### d. 家庭訪問

入園時にお子さんへの理解を深めるために、担任が伺いますのでご協力下さい。  
 その他、必要に応じて行います。

#### e. 家庭との連絡

くすの木保育園では保護者との連携における基本姿勢として、子どもを中心に保護者と保育者が対面でコミュニケーションをとることを大切にします。そのうえで下記要件を満たす場合に連絡票の活用を園として対応します。

- ① 送迎の際、主な養育者が勤務の都合等により保育者と直接会えない場合
- ② 子どもの健康面などで特別な配慮が必要で、相互の連絡が密に必要な場合
- ③ その他、保護者と保育者相互に必要なを認めた場合

クラス担任と保護者相互に連絡票の必要がなくなったと判断した場合は、年度途中でも連絡票の交換をやめることがあります。

保育中の病気やケガの様子については、園の書式でそのつど保護者にお知らせします。

### 1 3 協力日

#### ① お弁当の日

くるみ組以上児は毎週土曜日お弁当を持たせてください。

\*0歳児は土曜日毎週給食が出ます。

#### ② 休園協力日（自由保育日）

◎2026年3月14日(土) 午前 2025年度卒園を祝う会  
午後 全保護者対象の2026年度運営説明会を行うため、  
原則として自由保育日ですが休園にご協力ください。

◎2026年3月31日(火) 新年度準備のため保育室を空けて備品等の大がかりな移動と準備  
が必要です。原則として自由保育日ですが、休園にご協力ください。  
保育希望者は別途申し込みの上、お弁当を持たせてください

\*例年1月4日は休園協力日（自由保育日）ですが、今年度は土曜日に当たるため通常の土曜  
保育として行います

### 1 4 健康管理

a. 健康診断 嘱託医が健康診断・発達相談を行います。

0歳児 年3回

1歳児 年3回

2歳児 年3回

3・4・5歳児 年2回

b. 歯科検診 年1回 6月

c. 歯磨き指導 年1回 6月 (3・4・5歳児のみ)

d. 尿検査 年1回 6月

e. 身体測定 毎月 (結果はクラスでお知らせします)

f. 日本スポーツ振興センターに加入

(保育中のケガに対する治療費補助・保険金は流山市が一部負担)

g. 賠償責任保険

東京海上日動火災保険株式会社 「保育園賠償責任保険 大型タイプ」に加入

### 1 5 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 小児科

医療機関名 東葛病院

院長名 井上 均

担当医師名 0歳児～2歳児 (園便りでお知らせします)

3～5歳児 (園便りでお知らせします)

所在地 流山市中 102番地の1

電話番号 04-7159-1011 (代表)

#### (2) 歯科

医療機関名 東葛歯科診療所

所長名 堀内 悟

担当医師名 堀内 悟

所在地 流山市前平井 155番地 わかばビル 4F

電話番号 04-7159-6557

## 1 6 園の安全管理について

a. 避難訓練をあらゆる状況(火災・地震等)を想定して毎月実施しています。開園時間中の様々な時間に訓練は実施しています。送迎時に訓練があった場合、保護者の皆様にもご参加いただきます。ご協力をお願いします。

### b. 安全対策

総合警備(アルソック)と非常110番通報システムを設置しています。

お子さんのお迎えに普段と異なる方がお見えになる場合は、事前に連絡をお願いします。

連絡なく別の方がお迎えの場合、保護者に確認をさせていただく場合があります。

不審者対策として玄関扉に施錠システムを導入しています。専用カードで開錠し、扉は必ず閉めてください。専用カードを忘れた場合はチャイムを押し、お子さんのクラスと氏名をお伝えください、職員が内側から開錠します。紛失した場合は1,000円の実費をご負担願います。お子さんにカードを持たせないようお願いします。

### c. 災害時の対応について

「くすの木保育園における地震等防災マニュアル」(別紙)に則り対応します。

#### ①災害時の緊急連絡体制

保育園では災害発生直後はお子さんの命を守ることを最優先に対応します。

一定の安全確保ができた後、園の状況をメール機能を利用して保護者に連絡します。電話での個別対応はできませんのでご理解ください。

#### ②災害時のお迎えについて

大災害発生後、建物が倒壊等で危険な状態以外は、基本的には保育園でお迎えを待ちます。万が一、別の場所へお子さんを避難誘導する場合は、移動先を掲示します。保護者がお迎えに見えるまで、お子さんは園が責任を持ってお預かりします。日頃から緊急時のお迎え者を家庭ごとに相談しておいてください。

③自然災害時(大地震・台風・河川の氾濫等)、新型感染症の発生時には人命尊重を優先し、行政と協議のうえ臨時休園する場合があります。(p.21参照)

d. 災害時に子どもたちの安全を確保するため園でも千葉県「施設機能強化推進加算」を活用し、災害用品・備蓄を進めます。

e. AED(自動体外式除細動器)を事務室に設置しています。地域の方達の大切な命を守るためにも協力します。

f. 個人用ロッカー・靴箱は各園児のためのものです。トラブルの元ですので、各園児の所有物以外の物品を園の許可なく入れることを禁止します。

g. 子どもたちに受動喫煙の恐れがあるため、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行(受動喫煙対策)に則り、保育園敷地内(園の借地も含む)での喫煙を禁止します。

## 1 7 個人情報保護について

当園では「個人情報保護に関する基本方針」に則り、保育実践に必要な情報の収集を行います。その取り扱いについては細心の注意を払い、保護者の皆様との信頼関係の構築に努めます。

## 1 8 苦情解決窓口のご案内

当園では苦情窓口を設けています。保護者の皆様の要望やご意見などをより気軽にお聞かせください。地域に根ざした開かれた保育園として、子どもたちの健全育成のために、お役に立てるよう努力してまいりますのでぜひご活用ください。

苦情解決責任者	岡安江津子（園長）	
苦情受付担当者	大野佐織（主任）	
第三者委員	蒲田孝代(東葛総合法律事務所弁護士)	04-7367-1313
	堀江可居(大畔地区民生委員)	04-7158-2232

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けします。  
苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

## 1 9 カスタマーハラスメントへの対応について

当法人では、園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育の質を高めるため、カスタマー・ハラスメント（以下、「カスハラ」といいます。）の防止に努めます。

1. 当法人では、カスハラについては、以下の通り定義しています。  
保護者その他園児の関係者から、保育園の役員ないし職員に対し、保育園の業務に関して行われる著しい迷惑行為（暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為）であって、就業環境を害するもの
2. 当法人は、カスハラ防止のため、外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。
3. カスハラが発生し、職員が通常の保育業務を提供することが困難な事態となった場合、職員ないし役員の心身を著しく侵害される場合等は、当法人において必要かつ相当な措置を取ります。
4. カスハラが発生したことの事実確認や、その証拠の保全のために、施設内の録音機器や録画機器を利用することがあります。
5. カスハラに対しては、当法人よりしかるべき第三者への相談、書面による通告等の対応を取るものとします。  
その後の状況に応じて、カスハラ加害者に対する面談対応の終了、当法人と同加害者との連絡を書面等に限って行うものとする措置、保育園敷地内への立入禁止要請、被害職員への接近禁止の措置等を取ることがあります。
6. その他の事項につき、当法人が定める「カスタマー・ハラスメント対応指針」における定めのとおりとします。

## 20 駐車場利用について

- \* 保育園の保護者用駐車場は敷地内に8台あります。譲り合ってご利用ください。
- \* 自転車は必ず自転車置き場に駐輪してください。道路に駐輪しないようご注意ください。

### <駐車場使用にあたっての注意>

- ① 園周辺の道路は近隣小中学校の通学路です。徐行運転で児童生徒の安全を優先していただくようお願いします。
  - ② 保育園出入り口等に交通誘導員を配置します。子どもたちの安全を優先する誘導員の指示に従ってください。
  - ③ 保護者駐車スペースにのみ駐車してください。駐車場内・道路ではお子さんと必ず手をつないで歩いてください。
  - ④ 駐車場や周辺道路でお子さんを遊ばせないでください。
  - ⑤ 駐車台数に限りがあります。送迎後は速やかに出庫してください。
- \* 園の周辺への駐停車はご遠慮ください。
  - \* 駐車場での事故等について、保育園では責任を持ってません。お子さんの安全には十分注意いただき、ご利用ください。